

(案)

政 委 第 号

平成21年12月9日

国土交通省独立行政法人評価委員会

委員長 木村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素 之

平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成21年9月18日付けをもって貴委員会から通知のあった「国土交通省所管独立行政法人の平成20事業年度業務実績評価について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の契約の適正化に関する調査結果について別紙2のとおり、独立行政法人の諸手当及び法定外福利費に関する調査結果について別紙3のとおり、内部統制に関する取組が顕著な独立行政法人の事例について別紙4のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成21年3月30日に取りまとめた「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、同日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、独立行政法人については、なお、各方面から厳しい指摘がなされており、国民の不信感は払拭されていないことを認識し、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見（案）

平成20年度における国土交通省所管20法人（土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（契約の適正化）

- 1 契約の適正化に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会における評価の具体的視点等

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成19年11月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達等の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」<sup>(4)</sup>とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、平成19年度に引き続き、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）及び「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）（以下「評価の視点等」という。）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。評価の視点等においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況、契約の再委託に係る状況把握に関する評価、さらには、応札者の範囲拡大の取組等個々の契約の競争性・透明性の確保に係る評価について、留意すべき具体的視点等を示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

## 2 独立行政法人の契約の適正化に関する調査結果

各府省評価委員会は、評価の視点等において示された事項を踏まえ契約の適正化に関する評価を行うこととなるが、当委員会は、より精度の高い評価活動を支援する観点から、府省の協力の下、当該評価に当たり参考になると考えられる法人等の諸データを収集・調査した。

調査の項目は、①競争性のない随意契約の状況、②1者応札の状況、③随意契約見直し計画の進捗状況、④契約規程類の措置状況、⑤再委託の状況、⑥契約執行・審査体制の状況であり、調査結果を別紙2「独立行政法人の契約の適正化に関する調査結果」として取りまとめた。

## 3 国土交通省所管独立行政法人における契約状況

平成20年度における国土交通省所管独立行政法人における契約の状況は、表3-①のとおりである。

平成20年度における国土交通省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、19年度と比較して、2,379件、約279.0億円減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合は件数で15.0ポイント、金額で3.0ポイント減少している。

次に、国土交通省所管独立行政法人全体における特定委託契約<sup>(注)1</sup>の随意契約及

び一般競争入札の再委託状況は、表3-②のとおり、再委託額約40.0億円、再委託件数373件（うち、随意契約の再委託約22.4億円、328件、一般競争入札の再委託約17.6億円、45件）となっており、そのうち、再委託割合<sup>(注)2</sup>が高率（50%以上）となっているものが、約10.1億円（25.3%）、26件（7.0%）となっている。

また、国土交通省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、表3-①のとおり、1,955件（46.0%）となっており、19年度と比較して、600件増加し、一般競争入札全体に占める1者応札の割合は2.4ポイント増加している。

(注) 1 特定委託契約とは、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）において措置を求められている「試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。）」するものである。

2 再委託割合とは、例えば、特定委託契約一件について複数の再委託契約がある場合、当該特定契約に占める一件ごとの再委託契約金額が占める割合のことである。

表3-① 国土交通省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数（件）、下段：金額（億円））						一般競争入札における1者応札の割合（1者応札件数（%）／一般競争入札件数（注3））	関連法人	
	平成19年度			平成20年度				関連法人数（注4）	関連法人との契約がある法人（注5）
	競争性のある契約（注2）	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
土木研究所	548	35	583	549	30	579	249(46.5%)		
	38.6	1.8	40.4	36.3	1.5	37.8	535		
建築研究所	57	77	134	100	8	108	75(82.4%)		
	2.9	3.3	6.2	7.0	0.2	7.2	91		
交通安全環境研究所	156	17	173	128	8	136	96(76.2%)		
	15.3	0.8	16.1	9.8	0.3	10.1	126		
海上技術安全研究所	167	43	210	187	20	207	110(63.2%)		
	8.1	3.2	11.3	9.3	2.3	11.6	174		
港湾空港技術研究所	157	14	171	157	12	169	101(66.9%)		
	18.7	1.1	19.8	13.1	0.9	14.0	151		
電子航法研究所	126	12	138	97	9	106	64(72.7%)		
	10.5	0.4	10.9	10.5	0.4	10.9	88		
航海訓練所	73	11	84	82	8	90	30(37.5%)	1	○
	13.0	3.3	16.3	10.7	1.9	12.5	80		
海技教育機構	20	43	63	36	28	64	8(26.7%)		

	1.5	1.2	2.7	2.0	1.0	2.9	30		
航空大学校	44	23	67	54	15	69	25(51.0%)		
	13.7	1.1	14.8	14.6	0.8	15.4	49		
自動車検査	109	142	251	167	83	250	59(45.7%)		
	25.9	12.7	38.6	54.4	8.7	63.1	129		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	991	1,028	2,019	1,150	885	2,035	187(26.0%)	4	○
	2,203.0	831.0	3,034.0	2,234.0	1,293.0	3,527.0	718		
国際観光振興機構	36	30	66	33	25	58	5(21.7%)		
	1.0	4.0	5.0	3.0	3.0	6.0	23		
水資源機構	1,797	294	2,091	2,086	354	2,440	691(70.0%)	2	○
	545.0	124.0	669.0	471.0	118.0	589.0	987		
自動車事故対策機構	66	115	181	114	89	203	8(10.0%)		
	11.9	34.1	46.0	18.8	30.6	49.4	80		
空港周辺整備機構	28	13	41	55	9	64	6(12.2%)		
	2.1	0.8	2.9	2.0	0.4	2.4	49		
海上災害防止センター	38	77	115	58	41	99	22(40.7%)		
	4.5	4.5	9.0	12.6	1.4	14.0	54		
都市再生機構	4,080	3,035	7,115	4,519	1,757	6,276	130(25.9%)	37	○
	2,197.9	1,235.3	3,433.2	1,965.4	866.2	2,831.6	501		
奄美群島振興開発基金	1	4	5	1	4	5	—		
	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0		
日本高速道路保有・債務返済機構	70	50	120	115	19	134	8(10.0%)		
	79.0	51.0	130.1	103.2	2.9	106.1	80		
住宅金融支援機構	358	932	1,290	1,045	212	1,257	81(26.6%)	5	○
	122.3	331.3	453.6	490.5	32.4	522.9	304		
合計 (国土交通省所管)	8,922	5,995	14,917	10,733	3,616	14,349	1,955(46.0%)	49	
	(59.8%)	(40.2%)	(100.0%)	(74.8%)	(25.2%)	(100.0%)	4,249		
	5,315.0	2,644.9	7,960.0	5,468.3	2,365.9	7,834.0	1,355(43.6%)		
	(66.8%)	(33.2%)	(100.0%)	(69.8%)	(30.2%)	(100.0%)	3,111		
合計 (独立行政法人全体)	43,428	51,530	94,958	63,357	20,864	84,221	17,423(48.8%)	371	
	(45.7%)	(54.3%)	(100.0%)	(75.2%)	(24.8%)	(100.0%)	35,711		
	14,912.7	9,872.3	24,785.0	17,865.7	6,528.6	24,394.1	10,809(44.5%)		
	(60.2%)	(39.8%)	(100.0%)	(73.2%)	(26.8%)	(100.0%)	24,306		

(注) 1 「平成20年度業務実績評価に関する調査(契約の適正化)について」(平成21年6月10日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会事務局。以下「独法分科会通知」という。)を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。

3 府省「合計」と独立行政法人全体「合計」欄の網掛け部分は、平成19年度実績である。

4 関連法人数は、平成20年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の合計数を記載した。

5 各法人の平成20年度の財務諸表等を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載した。

6 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表3-② 国土交通省所管独立行政法人における随意契約及び一般競争入札の再委託状況（平成20年度）

法人名	再委託の状況（上段：件数（件）、下段：金額（億円））									関連公益法人等に対する再委託の有無	
	全体			随意契約			一般競争入札				
	再委託契約	再委託割合50%以上の契約	再委託契約に占める再委託割合50%以上の契約の割合	再委託契約	再委託割合50%以上の再委託契約	再委託契約に占める再委託割合50%以上の契約の割合	再委託契約	再委託割合50%以上の再委託契約	再委託契約に占める再委託割合50%以上の契約の割合		
土木研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建築研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
交通安全環境研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
海上技術安全研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
港湾空港技術研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
電子航法研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
航海訓練所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
海技教育機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
航空大学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際観光振興機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
水資源機構	14 0.9	-	-	3 0.3	-	-	11 0.6	-	-	-	○
自動車事故対策機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
空港周辺整備機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
海上災害防止センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
都市再生機構	300 4.9	19 1.9	6.3% 38.8%	300 4.9(一部不明)	19 1.9	11.8% 38.8%	-	-	-	-	○
奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本高速道路保有・債務返済機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅金融支援機構	59 34.2	7 8.2	11.9% 24.0%	25 17.2(一部不明)	2 6.6	8.0% 38.4%	34 17.0(一部不明)	5 1.6	14.7% 9.4%	-	○
合計 (国土交通省所管)	373 40.0	26 10.1	7.0% 25.3%	328 22.4	21 8.5	6.4% 37.9%	45 17.6	5 1.6	11.1% 9.1%	-	3

合計	1,446	95	6.6%	1,234	75	6.1%	212	20	9.4%	3
(独立行政法人全体)	133.0	36.1	27.1%	90.2	24.8	27.5%	42.8	11.3	26.4%	

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。  
 2 該当がないものについては「-」を付した。  
 3 金額については、小数点第二位以下を四捨五入している。

#### 4 平成 20 年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に関するもの）についての意見

平成 20 年度における契約の適正化に関する貴委員会の評価においては、①評価を行うに当たり監事から監査の状況についてヒアリングを実施し、②評価結果において契約の適正化に関する質問及びそれに対する法人の回答を添付するなどの工夫がなされている。

しかしながら、国土交通省所管 19 法人（土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査、鉄道建設・運輸施設機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構）の契約の適正化に関する評価結果について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

##### (1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約に係る規程類の整備状況については、当委員会から貴委員会に対し、平成 19 年度評価意見を通知しているところであり、同意見においては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡。以下「行政管理局長事務連絡」という。）をも踏まえて評価することを求めている。

貴委員会における平成 20 年度評価結果をみると、貴省所管 20 法人の中で、行政管理局長事務連絡において要請されている事項に未措置のものがある 10 法人のうち 1 法人については、公募を実施する際のマニュアル等の整備状況等について、「公募を実施する場合の要領・マニュアル等の整備を進めている」などの言及がなされている。

しかしながら、9 法人については、表 4-1(1)のとおり、例えば、会計規程等において、総合評価方式に関する規定が設けられていないにもかかわらず、評価結

果においては、このような規定が設けられていないことについて言及されていないなどの状況がみられた。

例えば、総合評価方式は、価格のみならず、技術、性能等の要素も加え総合的な判断のもと応札者を決定するものであることから、当該技術の審査等に係る基本的な基準を会計規程等において定めるとともに、個別の契約における価格以外の要素、審査基準・方法等についてあらかじめ具体的に明らかにしておくべきであり、その規定の整備内容の適切性等について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考える。

今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表4-1(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

法人名	未措置の状況 (府省評価委員会の評価結果の状況)
土木研究所	・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (言及なし)
建築研究所	・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない (言及なし) ・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (言及なし)
交通安全環境研究所	・包括的随契条項を設定しているが、この規準を明確かつ具体的に定めていない (評価あり) ・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない (不十分) ・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (不十分)



海上技術安全研究所	・総合評価方式、複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない（不十分） ・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない（評価あり）
電子航法研究所	・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない（不十分）
海技教育機構	・公募する場合、要領・マニュアルを整備していない（評価あり）
航空大学校	・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない（言及なし）
自動車検査	・総合評価方式、企画競争を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない（不十分）
水資源機構	・指名競争入札限度額が国の基準額を上回っている（評価あり） ・予定価格の作成を省略する場合の理由や対象範囲を明確かつ具体的に定めていない（不十分）
奄美群島振興開発基金	・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない（不十分）

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。

2 「未措置の状況」は、府省評価委員会における平成20年度業務実績評価の時点において整理した。  
「評価あり」とは、府省評価委員会における評価が十分なもの、「不十分」とは、府省評価委員会における評価が十分とは言えないもの、「言及なし」とは、府省評価委員会における評価結果において言及がないものをいう。

## (2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関して、国土交通省所管20法人のうち、19法人においては、表4-(2)のとおり、「契約審査委員会」、「総合評価審査委員会」などの組織を設置し、このうち5法人においては、外部の第三者を構成員とする組織を有しており、評価結果において、「外部の第三者から構成される契約審査委員会において、入札の適正性に関する審査が行われている」旨の言及などがなされている。

また、上記のような組織を有しない1法人においては、表4-②のとおり、「監事・会計監査人のチェック強化」や「契約部門・原課の体制強化等」などの措置が採られており、評価結果において、「すべての契約について、監事監査において徹底したチェックが行われている」旨の言及などがなされている。

しかしながら、表4-②のとおり、以下の①～④に留意した検証が、評価結果において言及されていない等の状況がみられた。(括弧内は、該当法人数)

- ① 審査体制の整備方針(整備していない場合は整備しないこととした方針)(9法人)
- ② 契約事務の一連のプロセス(13法人)
- ③ 執行・審査の担当者(機関)の相互けん制(9法人)
- ④ 審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方(16法人)

今後の評価に当たっては、法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価結果において明らかにすべきである。

表4-2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

法人名	審査組織等の設置 注2			既存体制の強化等 注4				評価結果 注5
	組織の名称 注3	組織数	左のうち外部の第三者を構成員とする組織数	監事・会計監査人のチェック強化	契約部門・原課の体制強化等	決裁過程の見直し等	その他	
土木研究所	入札・契約手続審査委員会、技術審査等委員会、契約審査委員会	3	0	○				-
建築研究所	契約審査会	1	0				○	①②③
交通安全環境研究所	企画競争委員会、公募委員会	2	0				○	-
海上技術安全研究所	契約審査委員	1	0		○	○		-
港湾空港技術研究所	建設コンサルタント等選定委員会、契約審査委員会	2	0	○	○			①②③④
電子航法研究所	契約審査会	1	0	○	○			-
航海訓練所	契約審査委員会	1	0	○				-
海技教育機構	契約審査委員会	1	0				○	-
航空大学校	入札参加者選定審査会	1	0	○	○	○		①
自動車検査	契約審査委員会	1	0	○				①②③④
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	総合評価審査委員会、入札・契約評価委員会、入札監視委員会等	6	4				○	①③④
国際観光振興機構	総合評価審査委員会	1	0					①③
水資源機構	入札等監視委員会、一般競争参加資格審査委員会、業者指名運営委員会、随意契約審査委員会、総合評価審査委員会等	9	3	○				①②③④
自動車事故対策機構	性能等審査委員会、企画競争審査委員会、契約審査委員	3	0			○		①②③
空港周辺整備機構	入札及び契約事項審査会、入札監視委員会	3	1				○	③
海上災害防止センター	-	0	0	○	○	○		①②③
都市再生機構	本社契約審査会、土木建設コンサルタント選定委員会、契約指名委員会、契約審査会(事務所)、総合評価技術審査会等	200	4	○			○	①③
奄美群島振興開発基金	会計監査人審査委員会	1	1	○				-
日本高速道路保有・債務返済機構	入札・契約手続運営委員会、金融機関等選定審査委員会、内部統制委員会、物品等入札・契約手続運営委員会	4	0					-
住宅金融支援機構	契約審査委員会、資金調達業務検討委員会、総合評価委員会、企画競争委員会、公募委員会	11	0	○	○	○		①②③
合計 (国土交通省所管)		252	13	11	6	5	6	①11 ②7 ③11 ④4
合計 (独立行政法人全体)		456	90	69	43	36	28	①79 ②60 ③69 ④47

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 「審査組織等」とは、法人の経営責任者(理事長など)や執行責任者、民間有識者などから構成され、調達方式、随意契約理由、仕様書の内容、入札条件などを契約締結前後に審査する組織をいう。

3 組織が多数となる場合は、代表例を記載した。

4 「既存体制の強化等」の「その他」には、審査対象案件の拡大・額の引下げ等が含まれる。

5 評価の視点等に表示された、①審査体制の整備方針(整備していない場合は整備しないこととした方

針)、②契約事務における一連のプロセス、③執行、審査の担当者(機関)の相互のけん制、④審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方に留意した検証が評価結果において言及されている場合、その番号を記載した。

### (3) 随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等に関して、国土交通省所管14法人については、表4-(3)のとおり、競争性のない随意契約件数の削減について、法人が自ら掲げた削減目標件数を既に達成しており、評価結果において、「平成19年12月に「随意契約見直し計画」が策定公表され、平成20年7月に「随意契約見直し計画のフォローアップ」が公表されている。平成20年度には、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、すべて一般競争入札等に移行するなど、随意契約見直し計画の実施状況、公表状況は適正である」など競争性のない随意契約の見直しが着実に実施されている旨、評価がされている。

また、6法人の随意契約については、削減目標件数に達していないものの、「契約に関しては、「随意契約見直し計画」に基づき、少額随契以外は原則一般競争入札に移行することとした基本方針を着実に実行している。その結果、特命随意契約は前年度の5件から3件へと4割減少している」などの評価が行われている。

しかしながら、随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう、随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべきである。

表4-(3) 随意契約見直し計画の進ちよく状況 (単位：件、億円)

法人名	18年度		19年度		20年度		見直し目標		達成状況
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
土木研究所	92	7.4	33	1.8	22	1.3	23	1.3	達成
建築研究所	93	3.8	53	2.1	8	0.2	8	0.2	達成
交通安全環境研究所	209	14.3	13	0.6	7	0.2	8	0.6	達成
海上技術安全研究所	148	7.6	37	2.6	16	1.7	16	1.7	達成
港湾空港技術研究所	120	9.1	9	0.8	9	0.8	9	0.8	達成
電子航法研究所	77	6.4	14	0.4	8	0.2	4	0.2	-
航海訓練所	33	6.0	8	3.1	8	3.1	10	3.2	達成
海技教育機構	47	1.4	42	1.3	25	0.9	25	0.9	達成

航空大学校	28	1.8	19	0.7	9	0.3	6	0.3	-
自動車検査	275	22.0	109	9.2	69	6.4	102	7.6	達成
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,314	593.0	973	548.0	617	515.0	617	515.0	達成
国際観光振興機構	34	378.0	18	322.0	10	245.0	10	246.0	達成
水資源機構	516	129.0	280	96.0	234	93.0	233	93.0	-
自動車事故対策機構	147	36.9	110	33.7	80	24.4	80	24.4	達成
空港周辺整備機構	26	5.4	14	0.7	7	0.3	8	4.8	達成
海上災害防止センター	89	5.2	66	4.2	24	0.8	12	0.3	-
都市再生機構	4,010	1,284.1	3,035	1,235.3	1,757	866.2	1,460	222.5	-
奄美群島振興開発基金	5	0.1	4	0.0	4	0.0	4	0.0	達成
日本高速道路保有・債務返済機構	80	60.0	47	40.9	16	2.4	16	2.4	達成
住宅金融支援機構	1,181	332.4	859	280.2	205	15.7	194	13.7	-
計	8,524	2,903.9	5,743	2,583.6	3,135	1,777.9	2,845	1,138.9	

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 平成 20 年度時点で既に随意契約見直し計画に定めた随意契約削減目標件数を達成した法人については「達成」と記載した。

3 「金額」欄については、随意契約の金額を参考までに示したものである。

#### (4) 契約の第三者委託に関する評価結果

国においては、契約の第三者委託に関して、「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号)により、特定委託契約を行う場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないようその適正な履行を確保しなければならないとされており、国と同様に独立行政法人においても適切に対処することが要請されている。国土交通省所管 20 法人については、特定委託契約の適正な履行確保のため、特定委託契約の適正な履行確保のため、再委託の把握に努める等の措置を講じているとしているが、評価結果においては、以下のような状況がみられた。

4 法人については、表 4-(4)-①のとおり、一括再委託の禁止措置及び再委託の把握措置について、契約書のひな型等において措置条項を定めていないなど、その実効性が必ずしも十分に担保されているとは言い難い状況にあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

また、3 法人については、表 4-(4)-②のとおり、再委託の承認等の手続、再委託金額の把握が行われていないもの、再委託に係る契約条項が設定されてい

いまま再委託がされているもの、随意契約による委託契約の再委託割合が高率（50%以上）となっている案件があるものがあるが、その原因・理由を明らかにした上での評価がされていない。

特に随意契約は、その者にしか履行できないことを理由として締結されるものが多く、当該契約の再委託率が高い場合は、当該随意契約理由との整合性に疑問を生じると考えられる。また、水資源機構、都市再生機構及び住宅金融支援機構においては、関連公益法人等に対して再委託が行われている案件があるが、関連公益法人等との取引等については透明性の確保が求められていることから、これらのように関連公益法人等に対して再委託がなされるような場合、間接的に関連公益法人等と取引があることとなるため、その状況を明らかにした上で評価を実施していく必要があると考えられる。

今後の評価に当たっては、再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

なお、一般競争入札においても、1者応札で再委託割合が高率（50%以上）となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件がある法人については、十分に競争の効果が発揮されているかどうか、適正な履行の確保ができていないかどうかという観点から、今後の評価に当たっては、1者応札と再委託割合の関係にも留意をしつつ評価をすべきである。

表4-(4)-① 再委託の把握及び一括再委託の禁止に係る措置状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事項
航海訓練所	・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
海技教育機構	・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
自動車検査	・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
奄美群島振興開	・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において

発基金	措置条項を定めていない
-----	-------------

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。  
 2 特定委託契約の再委託実績の有無にかかわらず、一括再委託の禁止措置、再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めておらず、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていない法人について本表に記載した。

表4-4-② 個別契約における再委託の状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事項
水資源機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>再委託の承認等の手続がされていないものがある</li> <li>再委託に係る契約条項が設定されていないまま再委託がされているものがある</li> <li>関連公益法人等に対して再委託がなされているものがある</li> </ul>
都市再生機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>再委託の承認等の手続がされていないものがある</li> <li>再委託金額の把握がされていないものがある</li> <li>随意契約による委託契約の再委託割合が高率(50%以上)のものがある</li> <li>関連公益法人等に対して再委託がなされているものがある</li> </ul>
住宅金融支援機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>再委託金額の把握がされていないものがある</li> <li>随意契約による委託契約の再委託割合が高率(50%以上)のものがある</li> <li>関連公益法人等に対して再委託がなされているものがある</li> </ul>

- (注) 1 独法分会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。  
 2 特定委託契約の再委託実績があるとする法人について、再委託の理由の把握、再委託の承認等の手続き又は再委託金額の把握が行われていないもの、随意契約による委託契約の再委託割合が高率(50%以上)となっている案件があるものや1者応札で再委託割合が高率(50%以上)となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件があるものがあるが、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていないものを本表に記載している。

(5) 一般競争入札における1者応札に関する評価結果

一般競争入札における1者応札の改善方策については、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成21年4月13日及び7月3日総務省行政管理局長事務連絡)により、1者応札について改善方策を取りまとめ、平成21年7

月末までに公表するよう、各府省を通じて独立行政法人に要請されたところであり、現在すべての法人において改善方策が取りまとめられ、ウェブサイトで公表されているところである。

一般競争入札における1者応札に関し、国土交通省所管11法人については、評価結果において、1者応札となっている原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及されている。

しかしながら、8法人については、評価結果において1者応札となっている原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及されていない。

特に、表4-(5)のとおり、12法人については、19年度に比べて1者応札割合が増加しているが、うち5法人については、原因等について評価結果において言及されていない。

今後の評価に当たっては、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討などを促すとともに、1者応札の状況を踏まえた上で、その原因等についても評価結果において明らかにすべきである。

表4-(5) 一般競争入札における1者応札に関する評価結果

府省名	法人名	1者応札率が50%以上となっている	1者応札件数割合が平成19年度より増加している	契約の状況(上段:件数(件)、下段:金額(億円))								評価結果
				平成19年度の一般競争入札数(A)	平成19年度の一般競争入札における1者応札数(B)	平成19年度の一般競争入札における1者応札割合(C) (B÷A)	平成20年度の一般競争入札数(D)	平成20年度の一般競争入札における1者応札数(E)	平成20年度の一般競争入札における1者応札割合(F) (E÷D)	増減(E-B)	割合増減(F-C)	
国土交通省	土木研究所			505	241	47.7%	535	249	46.5%	8	-1.2%	
				33.7	16.7	49.6%	35.4	18.1	51.1%	1.4	1.6%	
	建築研究所	○	○	50	39	78.0%	91	75	82.4%	36	4.4%	○
				2.4	1.9	79.2%	6.4	4.5	70.3%	2.6	-8.9%	
	交通安全環境研究所	○		146	121	82.9%	126	96	76.2%	-25	-6.7%	○
				14.8	10.5	70.9%	9.8	7.4	75.5%	-3.1	4.6%	
	海上技術安全研究所	○		148	103	69.6%	174	110	63.2%	7	-6.4%	○
				7.0	5.0	71.4%	9.0	6.0	66.7%	1.0	-4.8%	
	港湾空港技術研究所	○	○	118	78	66.1%	151	101	66.9%	23	0.8%	○
				13.2	4.9	37.1%	10.3	5.7	55.3%	0.8	18.2%	
	電子航法研究所	○		122	104	85.2%	88	64	72.7%	-40	-12.5%	○
				9.9	9.3	90.6%	8.3	4.7	56.1%	-4.6	38.3%	
航海訓練所		○		71	21	29.6%	80	30	37.5%	9	7.9%	



			13.0	4.1	31.3%	10.7	2.4	22.8%	-1.6	-8.5%	
海技教育機構		○	15	1	6.7%	30	8	26.7%	7	20.0%	
			0.8	0.1	13.0%	1.8	0.8	46.4%	0.7	33.4%	
航空大学校	○	○	36	17	47.2%	49	25	51.0%	8	3.8%	○
			12.3	10.7	87.0%	14.4	12.2	84.7%	1.5	2.3%	
自動車検査独立行政法人		○	96	38	39.6%	129	59	45.7%	21	6.2%	○
			13.9	5.4	38.8%	34.5	24.5	71.0%	19.1	32.2%	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		○	587	129	22.0%	718	187	26.0%	58	4.4%	○
			2119.0	245.0	11.6%	2146.0	373.0	17.4%	128.0	5.8%	
国際観光振興機構		○	25	4	16.0%	23	5	21.7%	1	5.7%	
			1.0	0	0.0%	2.0	1.0	50.0%	1.0	50.0%	
水資源機構	○	○	576	359	62.3%	987	691	70.0%	332	7.7%	○
			344.0	62.0	18.0%	334.0	139.0	41.6%	77.0	23.6%	
自動車事故対策機構			49	6	12.2%	80	8	10.0%	2	-2.2%	
			10.5	1.8	17.1%	11.8	0.6	5.1%	-1.2	-12.1%	
空港周辺整備機構		○	20	1	5.0%	49	6	12.2%	5	7.2%	
			1.1	0	2.9%	1.9	0.1	6.9%	0.1	4.0%	
海上災害防止センター			37	19	51.4%	54	22	40.7%	3	10.6%	○
			4.4	2.9	65.5%	12.3	9.0	72.7%	6.1	7.2%	
都市再生機構		○	357	37	10.4%	501	130	25.9%	93	15.6%	
			1326.8	189.6	14.3%	1266.6	333.4	26.3%	143.8	12.0%	
奄美群島振興開発基金			0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	-
			0	0	0.0%	-	-	0.0%	0	0.0%	
日本高速道路保有・債務返済機構			22	11	50.0%	80	8	10.0%	-3	-40.0%	
			2.3	1.8	78.3%	36.4	0.8	2.2%	-1.0	-76.1%	
住宅金融支援機構		○	131	26	19.8%	304	81	26.6%	55	6.8%	○
			14.9	8.3	55.7%	111.8	84.4	75.5%	76.1	19.8%	
合計 (国土交通省)	7法人	12法人	3111	1355	43.6%	4249	1955	46.0%	600	2.4%	
			4000.7	580.2	14.5%	6037.4	2409.2	39.9%	1829.0	25.4%	
合計 (独立行政法人全体)	33法人	57法人	24306	10809	44.5%	35711	17423	48.8%	6614	4.3%	
			9575.1	2664.6	27.8%	11475.4	4377.9	38.2%	1713.3	10.3%	

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
- 2 一般競争入札における1者応札が1者応札となっている理由等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及がされている法人は、評価結果欄に「○」を記載した。
- 3 平成20年度の一般競争入札における1者応札率が50%以上となっている法人及び平成20年度の1者応札件数割合が平成19年度と比較して増加している法人については、それぞれ「○」を記載した。
- 4 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において差引き・合計とは合致しないものがある。
- 5 奄美群島振興開発基金については、平成20年度の1者応札数が0件のため評価結果欄に「-」を記載した。

#### (諸手当及び法定外福利費の適切性確保)

独立行政法人のうち、i) 特定独立行政法人の職員給与の支給基準については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第57条第3項の規定により、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績等を考慮し

て定められなければならないとされており、ii) 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員給与の支給基準についても通則法第63条第3項の規定により、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならないとされている。

独立行政法人の職員給与については、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることを踏まえ、次の措置が講じられている。

- ① 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。
- ② 各法人は、毎年度、職員の給与水準を公表し、その際、特に、国家公務員と比べて給与水準の高い法人は、その水準が高い理由や給与水準の適正化に向けて講ずる措置を公表すること。
- ③ 各府省の独立行政法人評価委員会は、給与水準の適切性に関し事後評価すること。

このような中で、平成20年12月に、独立行政法人における食事手当等の現金の支給について、会計検査院による指摘が行われた。当委員会では、独立行政法人が支出する諸手当について分析・検証することは給与水準の適切性について評価する上で有益であることから、「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「具体的取組」という。）において、「給与水準の厳格なチェックに当たって、国と異なる諸手当の適切性について特に留意すること」としている。

また、具体的取組では、

- i) 上記の食事手当等が職員に対する福利厚生の一環として支出されていた法人もあったこと、
- ii) 独立行政法人においても国におけるレクリエーション経費の見直しに準じた取組を行うこととされたこと

も踏まえ、独立行政法人の職員に対する福利厚生についても、国民の理解を得ることが重要であることから、「レクリエーション経費について求められている国におけるレクリエーション経費の取扱いに準じた予算執行、予算編成作業、レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利費）について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動に特に留意する」としている。

本年6月には、具体的取組を踏まえ諸手当及び法定外福利費に関する評価を効果的かつ効率的に行うため、主務省及び各独立行政法人の協力を得て、独立行政法人（101法人）における支出等の実態について横断的な調査を行ったところである。同調査結果を踏まえた当委員会としての意見は、以下のとおりである。

なお、当委員会における検討に当たっては、給与水準が高くなっている要因として、給与水準の比較対象に含まれる諸手当（超過勤務手当や特殊勤務手当等（時間数や回数など勤務の実績に応じて支給されるもの）及び通勤手当以外の手当）の支給額等が給与水準に影響を与えていると考えられることから、給与水準に影響する諸手当と影響しない諸手当に区分することとした。

## 1 諸手当

### (1) 給与水準に影響する諸手当の適切性

独立行政法人 101 法人中、平成 20 年度の事務・技術職員、研究職員、病院医師及び病院看護師のいずれかの給与水準について、対国家公務員指数 100 を超えている 51 法人について、給与水準に影響する諸手当で、国の諸手当と同じ目的で支給しているが、国より高い支給額を定めていたり、国と支給額算定方法等が異なっていたりするもの（以下「国と異なる諸手当」という。）を設けている法人は、39 法人（延べ 76 手当）となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、17 法人（延べ 27 手当）となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当について、支給する理由やその適切性が明らかにされていなかった。

今後の評価に当たっては、給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。

	事項	法人名
国と異なる諸手当	俸給の特別調整	水資源機構、都市再生機構、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構
	広域異動手当	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	期末手当（期末特別手当）、 勤勉手当	鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、空港周辺整備機構、都市再生機構、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金

	融支援機構
法人独自の諸手当	海上災害防止センター

(2) 給与水準に影響しない諸手当の適切性

独立行政法人 101 法人中、給与水準に影響しない諸手当で、国と異なる諸手当を設けている法人は、9 法人（延べ 12 手当）となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、20 法人（述べ 53 手当）となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当については、手当を支給する理由やその適切性が評価結果において明らかにされていなかった。

今後の評価に当たっては、社会一般の情勢に適合したものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。

事項	法人名
法人独自の諸手当	航海訓練所、海技教育機構、自動車検査、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、海上災害防止センター、都市再生機構

2 法定外福利費

独立行政法人 101 法人における法定外福利費の支出状況をみると、多くの法人において、従来から支出を行っていないか、国におけるレクリエーション経費の見直しを契機としてあるいは自発的に、平成 20 年度以降、支出を廃止するよう見直しが行われているものがある。

貴委員会の評価結果をみると、「国に準じて、レクリエーション経費の廃止、福利厚生費の見直しが行われていることも評価できる。」などとされている。

今後の評価に当たっては、以下の法人からの支出について、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである。その際、「独立行政法人のレクリエーション経費について」（平成 20 年 8 月 4 日総務省行政管理局長通知）においては、国費を財源

とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされていることに留意する必要がある。

事項	法人名
<p>互助組織（※）に対する法人からの支出</p> <p>※法人の職員により構成され、職員に対する福利厚生事業等を実施する組織であって、法人からの支出を受けているものをいう。</p>	<p>鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、都市再生機構</p>
<p>文化・体育・レクリエーションに関連する事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）</p>	<p>水資源機構</p>
<p>職員等に対する食券交付・実費給付など給食費補助に係る事業に対する法人からの支出</p>	<p>鉄道建設・運輸施設整備支援機構、海上災害防止センター</p>
<p>慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）</p>	<p>土木研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、航空大学校、自動車検査、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構</p>

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

#### 【独立行政法人建築研究所】

- ・ 年度計画に示されている、「1. (1) ①社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」の項目については、評価結果において、社会的要請の変化に即応するとともに、重点的研究開発課題の見直しを行い有用な成果を上げたこと等を総合して、最上級の評定5としているが、最上級の評定とするに当たっては、中期目標・年度計画において想定していた範囲を、量的かつ質的にはるかに超えて、事前には実現することが極めて困難と考えられた実績を上げている等の説明が必要である。

今後の評価に当たっては、当該取組に基づく有用な成果について具体的に明らかにするなど、最上級の評定を付す根拠について明確にすべきである。

- ・ 本法人の総人件費改革については、給与水準等公表によると、平成17年度の基準値834,225千円に対し20年度831,498千円(1.0%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から3年経過した時点で3%以上の削減に至っていない。

しかし、評価結果においては、達成状況を公表値ではなく、中期計画に基づき、平成17年度予算額に対する削減状況から「人件費は17年度予算に対して6.2%削減した予算の範囲内で適切な執行を行うなど、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。」と評価している。

今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、予算額の削減状況だけでなく、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

#### 【独立行政法人港湾空港技術研究所】

- ・ 本法人の組織体制の整備については、整理合理化計画において、平成22年度末までに行政職職員の人員を18年度に比べ2割削減することとしているが、その進ちょく状

況について業務実績報告書等で明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、行政職員の削減状況を明らかにした上で、評価すべきである。

#### 【独立行政法人空港周辺整備機構】

- ・ 民家防音事業については、年度計画において、「業務内容及び空調機の機能低下に係る調査項目の精査・見直しを図るとともに、空調機工事及び空調機機能低下に係る調査委託業務について、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。」「工事積算方法の精査・見直しを図り、積算の標準化及び定格化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。」とされている。これに対し、空調機器の故障調査については、故障判定について従前の外部委託による調査から申請者の自己診断による判定とするなど調査内容を見直して調査単価を約40%減額し、空調機器の更新工事単価についても、見直しを行い約20%減額した。このような取組を踏まえ、評価結果においては、「中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。」として4点（優れた実施状況）と評価されている。

しかしながら、年度計画に記載されている事項が実施されていることからすれば着実な実施状況であることについての確認ができて、優れた実施状況であることについての確認はできない。また、単に年度計画に記載されている事項を実施したことにより各単価が大幅に減額されていることを踏まえれば、減額前の設定単価が高すぎたためとも考えられるが、こうした点については言及されていない。

今後の評価に当たっては、単価の設定に関する事実関係なども踏まえ、評定を付す根拠をより明確にした上で、評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人奄美群島振興開発基金】

- ・ 融資業務については、「平成19年度決算検査報告」（平成20年11月7日会計検査院から内閣あて送付）において、「貸付対象事業の実施状況の確認が適切でなかった」との指摘を受けているが、平成20年度の評価結果をみると、融資業務において、貸付対象事業の実施状況の確認が適切に行われたかという観点に立った評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、事務処理の迅速化、適切な貸付条件の設定等の観点だけでなく、貸付対象事業の実施状況の適正性という観点からも評価を行うべきである。

- ・ 本法人の平成20年度における給与水準については、対国家公務員指数（年齢勘案）で101.4（事務・技術職員）と19年度における同法人の対国家公務員指数（年齢勘案）101.2（事務・技術職員）を上回っているが、その理由が明らかにされていない。

また、国家公務員の水準を上回っている理由として、20年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、職員の学歴構成が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。

今後の評価に当たっては、本法人が複数年にわたり多額の繰越欠損金を抱えている点も十分踏まえた上で、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。



中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見（案）

**【独立行政法人都市再生機構】**

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成19年12月21日付け政委第29号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

**【独立行政法人奄美群島振興開発基金】**

本法人については、「独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の改廃に関する意見について」（平成18年11月27日付け政委第23号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「改廃に関する意見」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、改廃に関する意見を通じて指摘したものである。

なお、改廃に関する意見を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

